

	四	五	六	七	八	九	拾	拾以上	無	不明	合計
一	五	五	七	一〇	一〇	二五	二八	三三	三三	二二	二二
二	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
三	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
四	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
五	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
六	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
七	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
八	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
九	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
十	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
十一	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
十二	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
十三	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
十四	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
十五	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
十六	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
十七	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
十八	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
十九	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
二十	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
二十一	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
二十二	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
二十三	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
二十四	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
二十五	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
二十六	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
二十七	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
二十八	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
二十九	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
三十	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
三十一	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
三十二	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
三十三	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
三十四	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
三十五	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
三十六	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
三十七	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
三十八	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
三十九	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
四十	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
四十一	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
四十二	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
四十三	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
四十四	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
四十五	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
四十六	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
四十七	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
四十八	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
四十九	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
五十	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
五十一	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
五十二	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
五十三	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
五十四	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
五十五	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
五十六	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
五十七	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
五十八	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
五十九	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
六十	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
六十一	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
六十二	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
六十三	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
六十四	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
六十五	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
六十六	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
六十七	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
六十八	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
六十九	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
七十	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
七十一	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
七十二	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
七十三	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
七十四	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
七十五	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
七十六	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
七十七	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
七十八	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
七十九	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
八十	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
八十一	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
八十二	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
八十三	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
八十四	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
八十五	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
八十六	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
八十七	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
八十八	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
八十九	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
九十	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
九十一	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
九十二	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
九十三	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
九十四	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
九十五	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
九十六	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
九十七	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
九十八	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
九十九	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二
一百	七	一〇	一〇	二五	二五	二八	三三	三三	二二	二二	二二

この家族構成の人員が児童保護の上に有する意義は該表の如き簡單なるものを以て十分に表はし得ない事は勿論である。即ち彼れ等児童の人的環境の實狀の調査に關しては第一に其の構成人員が

如何なる年齢者より成り、如何なる職業に従事し、如何なる教育程度のものであり、如何なる體質的特徴を有し、如何なる精神能力の状態にあるかと云ふ様な方面に渡つて詳細にこれを觀察する必要がある。しかし全體の児童に關する統計的觀察は之を略し、其の大體の状態は個別的ケースの記述編に例示した所によりて察知することとし、こゝには家族の人員數に依りて家族の「大イサ」のみを見ることゝしたいと思ふ。

今假りに家族人員五人の家庭を大人二人、小兒三人の家庭として、これを典型的家族となし、四人家族、六人家族の家庭を準典型的家族とするならばこの程度の人員數の家族數は全體九八五の家族中四九五であつて全體の五〇、二六%に當る。家族人員數三人若しくは其れ以下の家族に於ては兒童の年齢上の區分を一面に考へ、成年者は主として家計を立つるに全力を注いでおることを併せ考へると其の状態は児童保護上問題なしとは云ふことが出來ない。これに反して七人又は七人以上の家庭に於ては家庭の團欒を味ふには適しておるであらうが、しかし後に示す様な裕福ならざる家庭に於ては家族過多のために成人者は兒童の保護教養に十分の手を盡すことも出來ず、従つて出來得る限り速かに通學を止めしめ就職せしむると云ふ様な方針を取らざるを得ない様になり児童保護の上には相當の不便を生せしむる結果となる。三人以下の家族數二〇四、七人家族以上の家庭二〇六、計四一〇であり、これに家族なきもの、有無不明のもの八〇を加算すれば四九〇となり、全體に對する四九、七六%に相當するのである。この事と實父母以外のものを保護者としておるものゝ比率は五八、九八%なることを合はせ考へた吾々には、既にこれ等の児童は生れながらにして不幸

なる生涯をその運命としておる事を察知することが出来るのである。更らにこれを前述した様に児童の年齢に応じて三期に別ちて考へると、

	第一期	第二期	第三期
家族員數	四人五人 六人ノ家庭	五三・五一%	四九・六四%
家族員數	三人以下七人 以上ノ家庭	四六・四九%	五〇・三六%
			六一・七八%

と云ふ状態であり、典型的家庭及び準典型的家庭は第一期に於て最も多く児童年齢を増すにつれて減少しておる。

而して第三期の年齢に於ける家庭に付ては其の妹弟が多いためか家族過多の家庭が増加しておるのである。

6 家庭収入概算

家庭の經濟の如何は児童教養の上に如何なる影響を有するかと云ふことに付ては、多大の研究を要することである。而して普通には極貧者の家庭に於ては一般に不良児童が発生し易いと云ふ様に考へられておる。勿論不良児童として問題となる全體の児童の家庭状況に付て瞥見するの便宜を缺きたる吾々に於ては遂に其の眞偽を認め得ないのであるが、相當家庭の児童に於てはこの種問題の惹起したる時、社會的問題として表はれざる以前に種々これを隠蔽するの便宜がある。又児童生涯の全體に就ての適否はこれを別として種々の豫防方法を講ずるの便宜があり得るであらう。しかる

に吾々の取扱ふ児童の大多數は比較的貧困なる家庭に生れたるもの多く、教養に必要な種々の條件を缺き社會的便宜を有せず、内に存するこの種の問題は容易に社會的に顯現すると云ふことは否定すべからざる事實であり、裕福なる家庭に生ずる不良児童と貧困家庭にあらはるゝ其れとは本質上異つておると云ふよりも富及び富とのみ關聯する社會的環境の相違は児童の行き方を異にせしめ社會的問題として表はるゝ程度と性質に著しく影響するのであると云ふべきであらう。

次に擧げる所の表は家族人員全體が一ヶ月に收得する所のものゝ概算であるが同一額の収入を有する家庭に於ても尙詳細には家族人員中の如何なる位置にあるものが何人で以て其の収入を得つゝあるかと云ふことに於て児童保護の上にも多大の意味の相違がある。この詳細は統計的報告に於てこれを明らかにすることを得なかつたのであるが、其の大體は個別的ケースの記述篇を参照することに依りて察知することが出来る。特に家庭の經濟状況は事後の保護を講ずる上に於て多大の意義を有する。即ち児童研究調査の結果家庭に於て保護の方法を實施せしめんとする場合に其の經濟がこれを許す場合と然らざる場合とがあり、後者の場合には明瞭に家庭を離して他の家庭又は施設に收容することを不適當としても、家庭財政の許さざるが爲めのみを以て止むを得ずしてこれを決行しなければならぬと云ふ様な結果となる。本表に示すが如き家庭の児童を取扱ふ吾人に於て、これが最苦しき經驗の一つである。

第六表 家族收入概算

年 齡 別	無		一—四〇		四一—五〇		五一—六〇		六一—七〇		七一—八〇		八一—九〇		九一—一〇〇		一〇一—一〇〇		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
八歳																			
九歳																			
十歳																			
十一歳																			
十二歳																			
十三歳																			
十四歳																			
十五歳																			
十六歳																			
十七歳																			
十八歳																			
十九歳																			
二十歳																			
計																			
合計																			
百分比																			

7 兒童の教育程度

年 齡 別	無		一—四〇		四一—五〇		五一—六〇		六一—七〇		七一—八〇		八一—九〇		九一—一〇〇		一〇一—一〇〇		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
八歳																			
九歳																			
十歳																			
十一歳																			
十二歳																			
十三歳																			
十四歳																			
十五歳																			
十六歳																			
十七歳																			
十八歳																			
十九歳																			
二十歳																			
計																			
合計																			
百分比																			

兒童の教育程度を観察すると、これには二つの問題がある。其の第一は不就學兒童のあることであり、第二は中途退學者のあることである。不就學兒童は兒童總數九八五人中八五、即ち八、六三%に相當してゐる。勿論この程度の不就學の率は比較的生活程度の低級なる社會に於ては決して甚だしいと云ふのではない。例へば大正十年に東京府兒童保護員が調査した府下十三方面に於ける兒童教育狀況調査の結果は七歳以上十八歳迄の兒童七、八二二人中不就學兒童は三八四人、即ち全體の四、九〇%に相當し、大正九年六月日暮里地方の調査に於ては五六五〇人中不就學兒童數一五〇即ち二、六五%に相當し大正十四年五月、府下三河島町の一部の調査の結果では總數九三七人のう

本府に於ける兒童保護狀況と其の經過

ち五一人即ち總數の五、四三%に當る。これに比しては約二倍乃至三倍の多數を示すのであるが大正十一年十一月に内務省社會局に於て四谷、淺草、深川區の一部に於ける調査の結果では總數の二五、九%に相當しこれに比すれば本表の示す不就學兒の百分比は約三分の一に相當するのである。

斯くの如く其の比較する地區によりて多少の相違があるのであるが、細民地區の狀況に比して差程大きいと云ふ程ではない。

次に中途退學兒童に付て云へば、尋常小學校六年迄に退學せるもの五二一人であり、其の比は實に總數に對して五一、八七%、これを前記各調査の結果に比較すると大正十年府下十三方面の調査の結果は中途退學兒童一〇九八人であつて全體に對する一四、〇三%に相當し、又大正九年六月日暮里地方の調査に於ては中途退學兒童四七七人であつて、全體の八、四四%に當り、大正十四年五月府下三河島の調査の結果は中途退學兒一七九人であつて總數に對して一八、一二%に相當する、これ等の中途退學率と比較すれば不良兒童に於ける中途退學率は實に三倍乃至五倍に相當するのである。

更らに高等小學校の中途退學、中等學校の中途退學者九二人を加へれば中途退學者の數は全體の兒童に對して實に六一、二二%に相當するのである。

教育程度の研究が兒童保護の上に重大なる關係を有することは勿論であり、實際取扱上の經驗によれば大體に於て次の様な事項を擧げることが出来る。第一には不就學、中途退學をなす兒童殊に尋常小學校を中途に退學する兒童の内には精神能力の極めて低いものが多數に存在する事であり、

學校に於て特に適當なる教育方法を施さないが故に遅れたる兒童は益々其の遲滯の度を甚しくして遂に學科に對する興味を失ひ同級中最劣等にあるが故に自然他の兒童の輕視する所となり遂に通學を嫌ひて家庭に對しては通學を粧ひつゝも尙途中隠れて學校を休むと云ふ結果となる。家庭に於てもこの事實を發見するや中途退學をなさしめ就職せしむるの止むなきに到るのである。中途退學の理由一にして止まらずと云へども、其の重要な一として能力の低い兒童を適當に取扱ひ得ざりに依るものが多いと云ふことが出来る。故に兒童の教育程度を詳細に研究し、尙其の就學中に於ける兒童の成績經過を調査することは兒童不良化に關する主要原因の一つを索むる上から且つは保護着手後取扱方の決定に對する參考として重要な意味を有するのである。

第二には中途退學兒童を生ずる理由の最有力なる一つは兒童が徒弟として勞働に就かしめらるゝと云ふことである。而してこの事が兒童の徳性を傷けることに付て多大の影響のあること多言を要しない。即ち一面學校に於て味ひたる兒童相互間に行はれた純なる交友關係は突然絶たれて、利害關係のうちに入り込まされ、年少にして大人と伍することが既に性格破壊の第一歩となり、更らに熟練を要せざる雜役に使用せられて職業的教導をうくることを得ざるが故に、遂に不熟練勞働者となるの外道なき状態となる。加ふるに學校の中途退學は種々の社會的利便を得るに不利であり、同僚又は一般環境から卒業兒童と其の取扱を異にせらるゝが故に自尊心を傷けること多く初志を貫徹すると云ふ風習を傷けることが少くない。

其の他中途退學の兒童生涯の上に及ばす影響は種々あるであらうが、吾々はこの教育程度を研究

することによりて豫防的保護は少くとも學校の長期缺席の始まつた時期に於て着手しなければならぬと云ふことが明らかになるのである。

第七表 教育程度

事項	年齢別		不 就 學	尋 常 科 一 年	尋 常 科 二 年	尋 常 科 三 年	尋 常 科 四 年	尋 常 科 五 年	尋 常 科 六 年	尋 常 科 卒 業	合 計	合 計 百 分 比
	男	女										
八歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
九歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十一歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十二歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十三歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十四歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十五歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十六歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十七歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十八歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十九歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二十歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
合計	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
百分比	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

合 計	不 明	專 門 校 在 學	中 等 卒 業	中 等 中 途 退	高 等 科 卒 業	高 二 中 途 退	高 等 科 一 年
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31	31	31
32	32	32	32	32	32	32	32
33	33	33	33	33	33	33	33
34	34	34	34	34	34	34	34
35	35	35	35	35	35	35	35
36	36	36	36	36	36	36	36
37	37	37	37	37	37	37	37
38	38	38	38	38	38	38	38
39	39	39	39	39	39	39	39
40	40	40	40	40	40	40	40
41	41	41	41	41	41	41	41
42	42	42	42	42	42	42	42
43	43	43	43	43	43	43	43
44	44	44	44	44	44	44	44
45	45	45	45	45	45	45	45
46	46	46	46	46	46	46	46
47	47	47	47	47	47	47	47
48	48	48	48	48	48	48	48
49	49	49	49	49	49	49	49
50	50	50	50	50	50	50	50
51	51	51	51	51	51	51	51
52	52	52	52	52	52	52	52
53	53	53	53	53	53	53	53
54	54	54	54	54	54	54	54
55	55	55	55	55	55	55	55
56	56	56	56	56	56	56	56
57	57	57	57	57	57	57	57
58	58	58	58	58	58	58	58
59	59	59	59	59	59	59	59
60	60	60	60	60	60	60	60
61	61	61	61	61	61	61	61
62	62	62	62	62	62	62	62
63	63	63	63	63	63	63	63
64	64	64	64	64	64	64	64
65	65	65	65	65	65	65	65
66	66	66	66	66	66	66	66
67	67	67	67	67	67	67	67
68	68	68	68	68	68	68	68
69	69	69	69	69	69	69	69
70	70	70	70	70	70	70	70
71	71	71	71	71	71	71	71
72	72	72	72	72	72	72	72
73	73	73	73	73	73	73	73
74	74	74	74	74	74	74	74
75	75	75	75	75	75	75	75
76	76	76	76	76	76	76	76
77	77	77	77	77	77	77	77
78	78	78	78	78	78	78	78
79	79	79	79	79	79	79	79
80	80	80	80	80	80	80	80
81	81	81	81	81	81	81	81
82	82	82	82	82	82	82	82
83	83	83	83	83	83	83	83
84	84	84	84	84	84	84	84
85	85	85	85	85	85	85	85
86	86	86	86	86	86	86	86
87	87	87	87	87	87	87	87
88	88	88	88	88	88	88	88
89	89	89	89	89	89	89	89
90	90	90	90	90	90	90	90
91	91	91	91	91	91	91	91
92	92	92	92	92	92	92	92
93	93	93	93	93	93	93	93
94	94	94	94	94	94	94	94
95	95	95	95	95	95	95	95
96	96	96	96	96	96	96	96
97	97	97	97	97	97	97	97
98	98	98	98	98	98	98	98
99	99	99	99	99	99	99	99
100	100	100	100	100	100	100	100

8 就職の有無と初回就職年齢別及び轉職回数別

前節に於て兒童の教育程度を明らかにし長期缺席を發生する理由は主として就職せしめらるゝがためであると云ふたのであるが、しからは兒童は何歳にして最初に就職せしめらるゝかと云ふことを明らかにするのがこの表の作製の目的である。

本府に於ける兒童保護状況と其の経過

兒童總數九八五人中就職しなかつたもの二九三人であり、兒童全體に對して二九、七五%に相當する。即ち約三分の一は就職したことの無いものである。無職兒童を年齢別にして見ると、十四歳以下の兒童は一八八、十五歳以上十八歳以下の兒童九八八、十九歳以上のもの七八であり、無職兒童中の六四、一六%は十四歳以下の兒童である。就職の有無が不明のものが三三人あつて兒童總數に對して三、三五%に當る。これを除いたもの即ち六五九人は正しく就職兒童であつて總數に對しては六六、九%に相當するのである。就職したことの明らかなる兒童に就て觀察して見ると

七歳以上十歳までに就職せるもの	八一
十一歳以上十四歳までに就職せるもの	三三七
十五歳以上十八歳までに就職せるもの	二三〇
十九歳以上にて初めて就職せるもの	一一
計	六五九

であり、十一歳以上十四歳迄に就職せるものが最多數であり、十四歳以下で就職せる兒童數四一八八十五歳以上にして就職せる兒童數二四一人、即ち六三、四三%對三六、五七%と云ふ割合になる十五歳以上の兒童の就職と云ふことは現在の社會状態上止むを得ざるものとして、こゝに吾々が問題としておるのは十四歳以下にして就職せる兒童の數が斯く多數であると云ふことは兒童保護上重大なる問題であり幼少にして就職し所謂「アブノルマル、インデペンデント」の状態に在ることは兒童の發達を阻害する重要な要素であるが故に前節に於て述べた中途退學の問題と並んで吾々は

この勞働兒童の保護問題に十全なる注意を拂はねばならぬのである。兒童の勞働に關する問題として第一に其の最初就職年齢の如何を研究すると同時に其の就職が如何なる程度の持続性を有するかと云ふことを考へねばならぬ勿論就職の當時に如何なる職業を撰ぶかの決定理由となるものは個々の場合異なるのであるが大體に於ては兒童の保護者が其の知己範圍内に於て、兒童を使用する雇主を見出し兒童自身が眞の仕事に従事することが適當であるか如何と云ふことには餘りに重きを置かず出來得る限り簡単に雇ひ入れる先を撰擇し決定するのであり、甚しき場合には前借金を多く支出する雇主が撰ばれるのであるから、就職して持続性を有せず、轉々變つて行くことが兒童の主觀に立ち入りて考へるときは、むしろ當然と云はねばならぬと考へらるゝのである。殊に兒童を使用する雇主の職業は殆んどあらゆる種類の職業を網羅しておるのであるが、兒童の使用せらるゝのは主として「使歩き」「子守」等であつて、職業其れ自體に訓練せらるゝと云ふことはむしろ少ないのであるから、兒童が其の就職先をかへるのは雇主の職業の種類が自身に適するか否かでなく、むしろ其の雇主の物的及人的環境が彼れ等を容るゝか如何によるのである。故に吾々はこの兒童が如何に就職先をかへておるか云ふことによりて、むしろ其の職業撰擇が兒童自身の「インテレスト」に對し、如何に無頓着に行はれたか、尙其の就職先の物的及び心的環境が兒童にたいして如何なる程度によさはしからぬ状態であるかを理解すべきであらうと思ふ。勿論二回三回と就職先を變へて行くうちに回を重ねるに従つて、就職の持続性が減少することゝ雇主の職業其れものが兒童の刹那的欲求を満足する如く見ゆるものとなつて行くことは看過することが出來ない。而して斯かる状態

を惹起するのは同僚又は同状態にある他の友人等からの勧誘によりて彼等自身其の就職先を撰ぶが故である。

次に示す表は其の轉職の回数を示しておるのである。
これを前記三期に別けて見ると

回数	第一期		第二期		第三期	
	男	女	男	女	男	女
一回	六九	五七	一三〇	二二	一七	二
二回	三七	二	一〇	一〇	九	二
三回	一九	三九	六二	六	八	七
四回	一一	一一	四五	四	五	一
五回	三	三	二五	二	四	一
五回以上	九	一	三三	一	一	一
回数不明	一〇	一一	一一	三	一	三
計	一六七	一〇〇	四六四	二七	六一	四

第八表 就職の有無及び初回就職年齢 (其の一)

年齢別	性別	就職年齢別	無	計	合計	百分比
八歳	男	八歳	三	三	三	二五、七
九歳	男女	九歳	三	三	三	二五、七
十歳	男女	十歳	一六	一六	一六	一二、三
十一歳	男女	十一歳	三	三	三	二五、七
十二歳	男女	十二歳	四	四	四	三、一
十三歳	男女	十三歳	五	五	五	三、九
十四歳	男女	十四歳	五	五	五	三、九
十五歳	男女	十五歳	六	六	六	四、六
十六歳	男女	十六歳	六	六	六	四、六
十七歳	男女	十七歳	七	七	七	五、四
十八歳	男女	十八歳	七	七	七	五、四
十九歳	男女	十九歳	八	八	八	六、二
二十歳	男女	二十歳	八	八	八	六、二
計			一〇〇	一〇〇	一〇〇	七五、〇
合計			一〇〇	一〇〇	一〇〇	七五、〇

年齢	七歳	八歳	九歳	十歳	十一歳	十二歳	十三歳	十四歳	十五歳	十六歳	十七歳	十八歳	十九歳	二十歳	合計	百分比
七歳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一
八歳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一
九歳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一
十歳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一
十一歳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一
十二歳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一
十三歳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一
十四歳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一
十五歳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一
十六歳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一
十七歳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一
十八歳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一
十九歳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一
二十歳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一
合計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一

本府に於ける児童保護状況と其の経過

経過の章に於て詳述せる様に各種の方面から個別的に児童の観察を行ひ、可及的十全なる研究を遂げるのであるが、其の研究を詳細にすればする程各種の施設の必要を感じ、其の要求の満たされ得ないが爲に限りなき矛盾を感ずるのである。

今其の保護處置の種類に従ひて児童の數を分割して見れば

感化院入院	一四九	一五、一三%
訪問保護	五五一	五五、九四%
養育院入院	一〇	一、〇二%
審判所移牒	三	〇、三〇%
歸國セシメタルモノ	一〇九	一一、〇七%
病院入院	六	〇、六一%
其他	一五〇	一五、二三%
計	九七八	

にして児童總數との差七、〇、七%は保護方法決定までに逃亡したのである。

之れを年齢上前記の様に三期に別ちて見ると

	第一期	第二期	第三期
感化院	七七	七二、六〇%	七一
訪問	二二八	六四、二一%	二九四
			五二、三一%
			二九
			四二、六五%

であり、吾々事業の本義に基きて訪問保護が最も多數であり感化院に入院せしめたるものが次位をなす。

養育院	六	一、六九%	二	〇、三六%	二	二、九四%
審判所	一	〇、二八%	二	〇、三六%	〇	
歸國	一〇	二八、二二%	九一	一六、一九%	八	一一、七六%
病院	一	〇、二八%	四	〇、七二%	一	一、四七%
其他	三〇	八、四六%	九三	一六、五四%	二七	三九、七〇%
逃亡	二	〇、五六%	五	〇、八九%		
計	三五五	一〇〇、〇〇%	五六二	一〇〇、〇〇%	六八	一〇〇、〇〇%

これ等の保護處置のうち感化院に入院せる児童に付ては勿論其の直接の保護教養は感化院に於て行はるゝのであるが、前述した様に不良児童の發生の主要なる原因は家庭其のものゝ不完全、若しくは児童の教養に對して不適當であることであるが故に一方に於て吾々は其の家庭の整理と云ふことに多大の力を盡さねばならぬ。もし、しからずんば児童は感化院にうつされ種々の教育をうけることに依りて其の習慣が改善せられ、落付きたる心情になり得るといへども、退院後再び不完全にして乱雑なる上、児童自身の心情に無理解の家に歸るならば復々不良行爲をなすの虞れあるに至ること、火を見るよりも明らかである。感化教育は所謂感化院独自の活動によりて可能なるにあらずして、家庭は勿論其の關係する社會の總てに於て協力を必要とするものなるが故に、吾々は児童を

入院せしむる場合、必らず児童の名に於て應分の貯金をなさしめ、出院後生業の資たらしむることを保護者に約せしめ、これを機會として一面家庭をして児童の身上を記憶せしめ、他面児童に此趣旨を傳へて其の成業を奨励するの策となす。斯くて感化院に入院せしめたとして、尙吾々保護の手を絶つを得ないのであるが、事務上に於ては一應これを打ち切り、家庭整理は別箇の事業として取扱ひつゝあるのである。養育院へ入院せしめる児童と云ふのは浮浪児童にして、全々家庭なく感化法の適用をうくるよりも、むしろ恤救規則の適用を受くべきものと見た方が一層適當である、「ケース」であつて、これは入院と共に保護を打ち切つた。

少年審判所に移牒したものは三人であるが、其のうちの一人即ち十四歳以下の児童は管外の感化院に在院中逃亡したものであるが遠隔の地であるが爲めに元の感化院これを引受けず、且つ調査の結果本府としては、感化院入院不適當と認め、むしろ少年審判所を経て経費の支出を受けて、他の保護團體に入るゝを適當とした故である。他の二人は十四歳を超過し、且つ親権者なく、しかも院内保護をなすを適當とするものなるが故に、法の命ずる所によりてこれを少年審判所の手に移牒したのである。

歸國せしめたるものは上京後日尙淺く、且頼るべきものなく、諸所浮浪せるものなるが故に、在京して生活に苦しむ事情を論して歸國せしめたのである。勿論これ等の児童のうちには再び上京しておるものがあるでもあらうけれども、其の事情は判明せず幾分文書によりて其の後の状況を調査したのであるが、中には全然其の消息を絶ちておるものが少くない。其の他のものゝうちには精神

薄弱なるが故に、其の保護施設に入れたるもの、不良行爲が眞に一時的であつて、適當なる保護者が發見せられ、これに委託することによりて數回の訪問の後経過良好の故に打ち切りたるもの等があるのであるが、其の半數餘は児童一時保護所又は研究所等を逃亡し、其の後行衛不明のものである。病院に入院せしめたるものは、主として精神病院に入院せしめたるものであつて入院と同時に保護を打ち切ることゝした。

以上は院内保護か或は吾々が事業の本旨としておる事後の保護をあまり必要としなかつた児童の保護であつて、此等の児童に對しては主として保護方法決定迄の調査研究と保護手續に主たる力を盡したのであるが、吾々の眞の問題としたのは訪問保護をした五五一人の児童の保護問題である。訪問保護を行つた五五一人の児童に關しては長きは三ヶ年に渡り、短きも數ヶ月に渡つて、児童其の者の性質と周圍の事情とにより、各々程度を定めて其の居住を訪問し、其の都度保護教養上の方針を定めて経過の推移に注意して來た。

而して大低の場合に於ては保護着手當時は訪問の度を頻繁ならしめ、必要に應じて二三週間のうち、毎日訪問すると云ふ様にし、児童が落ち付くをまちて其の程度を寛ならしめ、或は三日に一度とし、或は一週一度とする。斯くて其の経過が漸次良好に向ふをまちて、二週間に一度とし更に一ヶ月に一度とする。勿論其の訪問保護に際しては單に児童自身の改善と云ふ如き一方面的事を以て目的とすることは出來ず、家庭なり又は其の保護者なりの状況の改善が問題であるから訪問保護に依る児童の性情習慣の改善は決して容易の業ではない。従つて次の表の示す様に其の結果の良

好なるがために、保護を打切りたるもの僅に二五四人にして、訪問保護を行ひたるもの全體に對して四六、一〇%に過ぎず、これを取扱兒童總數九八五に比すれば二五、七八%即ち其の約四分の一に過ぎない。勿論次の表に示す様に不幸にして此れ等の兒童の中には大正十二年九月の大震災のため其の行術の不明になつたものが多數あるのである、尙其の他の兒童に付ては極力訪問保護を繼續したけれ共遂に再び他の手に渡さざるを得ないか或は種々の事情のため遂に吾人の保護の手を免れて行くと云ふ状態になつたのであるが、其の詳細事情は次の表がこれを示しておる。

第九表 保護處置 (其の一)

年齢別 性別	感化院入院	訪問保護	家庭訪問	就職先訪問	養育院入院
	八歳	一	一	一	一
九歳	三	一〇	一〇	一	一
十歳	五	二六	二六	一	一
十一歳	二	四	四	四	一
十二歳	八	七	七	七	三
十三歳	一六	一五	一四	一四	一
十四歳	三三	五	五	五	一
十五歳	二六	五	五	五	一
十六歳	二	一四	一三	一三	一
十七歳	三	七	七	五	一
十八歳	八	六	六	六	一
十九歳	一	二	二	二	一
二十歳	一	一	一	一	一
計	一四六	一四八	一四八	一三三	一〇
合計	一四六	一四八	一四八	一三三	一〇
百分比	一五、一三	一五、五二	一五、五二	一四、〇〇	一、〇四

年齢別 性別	病院入院	審判所移牒	保護者引渡 シ又ハ歸國	逃亡	其ノ他	合計
	八歳	一	一	一	一	一
九歳	一	一	一	一	一	五
十歳	一	一	一	一	一	五
十一歳	一	一	一	一	一	五
十二歳	一	一	一	一	一	五
十三歳	一	一	一	一	一	五
十四歳	一	一	一	一	一	五
十五歳	一	一	一	一	一	五
十六歳	一	一	一	一	一	五
十七歳	一	一	一	一	一	五
十八歳	一	一	一	一	一	五
十九歳	一	一	一	一	一	五
二十歳	一	一	一	一	一	五
計	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一〇〇
合計	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一〇〇
百分比	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	一〇、〇〇

保護打切り理由 (其の二)

年齢別 性別	感化院入院	結果良好
	八歳	一
九歳	三	三
十歳	五	五
十一歳	二	二
十二歳	三	三
十三歳	一	一
十四歳	三	三
十五歳	二	二
十六歳	三	三
十七歳	一	一
十八歳	七	七
十九歳	二	二
二十歳	一	一
計	二五	二五
合計	二五	二五
百分比	二五、〇〇	二五、〇〇

本府に於ける兒童保護狀況及其の經過

合計	計	其ノ他	轉居先不明	死亡	逃亡	保護者引渡シ又ハ歸國	審判所移牒	病院入院	養育院入院	家庭訪問		就職先訪問
										訪	問	
三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一六〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一八〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二六〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二八〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三六〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三八〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四六〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四八〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

10 訪問保護兒童に就て

訪問保護を行ひたる兒童五五一人中管外に轉居し、又は歸國したが故に保護打切りとなりたるもの四八人、死亡したるもの三人、及び兒童自身としては未だ保護を必要とするのであるが、保護員の訪問を繼續するよりも、保護者の適當なるものが發見せられたが故に其の方面に移管したるもの五、大正十二年九月の震災の爲死亡し或は其の居所を移し、其の後行衛不明の者及震災に關係なく家族共に行衛の不明となりたるもの百三十八名計百九十四名を除けば三五七人であるが其の三五七八のうち訪問保護の効果の顯著に顯れたるものは前記二五四人である。

次に吾々が訪問保護を試みたる兒童五五一人に付て、保護着手年齢、保護者の種類との關係、學校經歷との關係、就職年齢との關係、轉職回数との關係等を觀察して見やうと思ふ。

- 先づ保護着手年齢に付て見ると
- 八歳乃至十歳に於て着手せるもの 三二二
- 十一歳乃至十四歳に於て着手せるもの 一九七
- 十五歳乃至十八歳に於て着手せるもの 一九三
- 十九歳以上にして着手せるもの 一二九
- 計 五五二

であり、このうちより前記の三者即ち

保護者引渡し

- 八歳—十歳

二

本府に於ける兒童保護状況と其の経過

十一歳——十四歳
十五歳——十八歳
十九歳以上

計

轉居又は歸國

八歳——十歳
十一歳——十四歳
十五歳——十八歳
十九歳以上

計

死亡

八歳——十歳
十一歳——十四歳
十五歳——十八歳
十九歳以上

計

轉居先不明

二二〇 五〇 三 一四 二九 二 四八 〇 一 二 〇

を引去れば

八歳——十歳
十一歳——十四歳
十五歳——十八歳
十九歳以上

計

總

八歳——十歳
十一歳——十四歳
十五歳——十八歳
十九歳以上

計

八歳——十歳
十一歳——十四歳
十五歳——十八歳
十九歳以上

計

本府に於ける児童保護状況と其の経過

九 六八 五九 二 一三八 一四 八五 九一 四 一九四 一八 一二二 二〇二 二五 三五七

となる。而してこれが吾々の訪問保護が成功したる者と、しからざるものとの合計である。今この年齢別に結果良好の児童の同一年齢別を配すれば

八歳—十歳	一七
十一歳—十四歳	九三
十五歳—十八歳	一三〇
十九歳以上	一四
計	二五四

となり、これが前記の數に對する百分比は

八歳—十歳	九四、四四%
十一歳—十四歳	八三、〇四%
十五歳—十八歳	六四、三六%
十九歳以上	五六、〇〇%
平均	七一、一五%

即ち八歳乃至十歳に於て着手せる児童は訪問保護として最も適當なるの觀があり、年齢を過ぐるに従ひて其の結果、漸次薄くなるの觀がある。しかしながら勿論其の取扱數に於て非常な相違のある事であるから一般にこれから斷定することは困難である。

次に保護者關係と保護の結果に付て見ると

訪問保護を行ひたるもの五五一人中

實父母の教養を受けたるもの	二〇九
實父のみの教養を受けたるもの	三六
實母のみの教養を受けたるもの	三九
實父繼母の教育を受けたるもの	三〇
繼父實母の教育を受けたるもの	一五
繼父繼母の教育を受けたるもの	三
養父母の教育を受けたるもの	一八
其の他の保護者	三〇
雇主	一七一
計	五五一

其のうち前記の児童即ち各場合に付て、保護者引渡し轉居又は歸國轉居先不明なるもの、死亡せるもの等一九四名を引き去り其のうち付て良好率を見て行けば

保護者引渡し轉居又歸國セルモノ	結果良好ナルモノ	良好者ノ百分比
轉居先不明ノモノ		
死亡セルモノ		
ナ引去リタル數		

實父母	一三三	一三三	八六、二六%
實父	二一	一六	七六、一九%

本府に於ける児童保護狀況と其の經過

實母	三一	二二	六七、七四%
實父繼母	一五	一三	八六、六六%
繼父實母	九	七	七七、七七%
繼父繼母	一	一	一〇〇、〇〇%
養父母	二二	一一	九一、六六%
其他の保護者	八	八	
雇主	一二九	六四	四九、六一%
計	三五七	二五四	

である、而して斯くの如き良好率を示すに到つた理由は二つあると思ふ。即ち其の各々の數の間に非常な相違があり従つて同列に於てこれを比較することには多少の無理があると云ふこと、第二には吾々が訪問保護を行ふ場合には保護者が實父母ならずとも、兒童の保護をなすに適當であると思はるゝ場合にのみ行つたからである。故にこの表の示す結果は必ずしも不自然であると云ふことは出来ない。

次に就學の經歷と保護の結果との關係を觀察すると

不 就 學	三九	一五	二四	一三	五四、一七%
尋常科一—三	一二六	五九	六七	四五	六七、一六%
保護者引渡等			差引(訪問保護)		
經過良			良好率		

尋常科四—六	一九七	六九	二八	一〇四	八四、三八%
同上卒業	七三	一八	五五	三五	六三、六四%
高等科修、卒	三六	八	二八	一八	六四、二九%
中等學校修卒	三三	一三	二〇	一五	七五、〇〇%
專門學校在	一	〇	一	一	一〇〇、〇〇%
不 明	四六	一一	三四	二三	六七、六五%
計	五五一	一九四	三七	二五四	

の如くであつて其の結果から見れば不就學兒童の經過最も悪く、專門學校在學者の一人はあまりに少數なるがため特例としてこれを除けば尋常四年—六年の間の課程をうけたるもの最も其の良好率が高い。これは先きに不良兒童の經歷に於て中途退學が不良化の有力なる原因の一つをなすと云つたこと、多少矛盾するが如く見えるのであるが、保護着手後の取扱方に於ては中途退學、しかも上級で中途退學せる場合は、就學の奨励が最もよく効を奏し、兒童自身は間もなく卒業するが故に、就學に就ても特別の緊張を感じ其の方に注意が集注すると同時に他面學校と云ふ保護機關が常時相當の注意を拂つて、吾々保護員と協力するが故である。而して多少學齡期を超へたりと云へども事情が許す限りに於ては吾人は出來得る限り就學の繼續を奨励したのである。

次に就職年齢と保護結果の關係を觀察するに

無 職	二〇三	七四	二二九	一一六	八九、九二%
七 歳	一	一	〇	〇	
保護者引渡			差 引		
死 亡 等			經過良		良好率

本府に於ける兒童保護狀況と其の經過

本府に於ける児童保護状況と其の経過

結果	年齢								結果	計	百分比			
	八歳	九歳	十歳	十一歳	十二歳	十三歳	十四歳	十五歳				十六歳	十七歳	十八歳
結果良好	1	6	0	14	23	26	33	33	36	37	39	5	254	46.10%
感化院入院	1	1	1	1	1	3	1	3	1	2	1	1	1	11
病院入院	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
審判所移牒	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	11
保護者引渡シ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	11
轉居又ハ歸國	1	1	1	3	2	5	4	3	9	9	8	1	1	48
逃亡	1	1	1	1	1	4	6	3	9	3	3	6	1	48
死亡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
轉居先不明	1	4	5	16	25	28	29	24	25	23	7	2	10	18
計	1	14	10	44	64	73	77	73	76	76	77	76	75	544
百分比	0.1%	1.9%	1.4%	6.1%	9.3%	10.6%	10.1%	9.8%	10.2%	10.2%	10.2%	10.2%	10.2%	10.2%

第十表 保護着手年齢と其の結果 (其の一)

年齢	計	就職	未就職	差引	結果良好	良好率
八歳	1	1	0	1	1	100.0%
九歳	6	6	0	6	6	100.0%
十歳	0	0	0	0	0	0.0%
十一歳	14	14	0	14	14	100.0%
十二歳	23	23	0	23	23	100.0%
十三歳	26	26	0	26	26	100.0%
十四歳	33	33	0	33	33	100.0%
十五歳	33	33	0	33	33	100.0%
十六歳	36	36	0	36	36	100.0%
十七歳	37	37	0	37	37	100.0%
十八歳	39	39	0	39	39	100.0%
十九歳	5	5	0	5	5	100.0%
二十歳	254	254	0	254	254	100.0%
計	544	544	0	544	544	100.0%

就職回数と保護結果の關係を見れば

保護者引渡 死亡等

差引

結果良好

良好率

本府に於ける児童保護状況と其の経過

結果	學校經歷						不明	計	百分比
	不 就 學	尋 常 科 一—三	同 上 四—六	同 上 卒 業	高 等 科 修 卒	中 等 學 校 修 卒			
良 好	三	四	一〇	三	一八	一五	一	三三	三三・一〇
感 化 院 入 院	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病 院 入 院	—	—	—	—	—	—	—	—	—
審 判 所 移 牒	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	三	四	一〇	三	一八	一五	一	三三	三三・一〇
百分比									

第十表 修學經歷と保護結果 (其の三)

百分比	計	其 他	死 亡	轉 居 先 不 明	逃 亡 行 術 不 明
三三・三三	二〇九	六	—	六	六
六・五四	三三	—	—	三	三
七・〇八	三九	三	—	五	四
五・四四	二〇	—	—	三	—
二・七二	一五	—	—	五	—
一・五四	三	—	—	—	—
三・三七	一八	—	—	六	—
五・四四	三〇	—	—	一四	—
三〇・三〇	一七一	九	—	三三	五四
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
一〇〇・〇〇	—	—	—	—	—
	三三・一〇	一・八	三	二・八	二・三

第十表 主たる保護者關係と保護結果 (其の二)

結果	保護者別							無 不 明	計	百分比
	實 父 母	實 父 ノ 繼 母	實 母 ノ 繼 父	實 父 繼 母	實 母 繼 父	養 父 母	其 他 ノ 保 護 者			
良 好	二二	二六	三	三	七	—	八	三	二四	四六・一〇
感 化 院 入 院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病 院 入 院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
審 判 所 移 牒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保 護 者 引 渡 シ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
轉 居 又 ハ 歸 國	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	二二	二六	三	三	七	—	八	三	二四	四六・一〇
百分比										

百分比	計	其 他
八・二〇	—	—
二・六四	二〇	—
六・三三	三	—
七・四四	四	—
一〇・三三	五	—
一一・四三	六	—
二二・三三	七	—
二二・三三	八	—
二四・七〇	九	—
三三・八九	一〇	—
三三・六四	一	—
一・三三	二	—
一〇〇・〇〇	—	—
	四六・一〇	一・八

結果	年 齡	無	七 歲	八 歲	九 歲	十 歲	十 一 歲	十 二 歲	十 三 歲	十 四 歲	十 五 歲	十 六 歲	十 七 歲	十 八 歲	十 九 歲	二 十 歲	不 明	計	百分比
保護者引渡シ		一																五	、九二
轉居又ハ歸國		二																四	八、七二
逃亡行衛不明		八																六	三、三四
轉居先不明		三																二	二五、〇五
死亡		一																三	、五四
其 他		三																一	三、二六
計		元																五二	100.00
百分比		七、〇八																100.00	

第十表 就職年齢と保護結果 (其の四)

入感化院	良 好	結 果	年 齡	無	七 歲	八 歲	九 歲	十 歲	十 一 歲	十 二 歲	十 三 歲	十 四 歲	十 五 歲	十 六 歲	十 七 歲	十 八 歲	十 九 歲	二 十 歲	不 明	計	百分比
入院	三																			二	、一〇〇
感化院	一																			一	
良好	二六																			四	二五、四、一〇
結果																				二	
年 齡																				一	
無																				一	
七 歲																				一	
八 歲																				一	
九 歲																				一	
十 歲																				一	
十 一 歲																				一	
十 二 歲																				一	
十 三 歲																				一	
十 四 歲																				一	
十 五 歲																				一	
十 六 歲																				一	
十 七 歲																				一	
十 八 歲																				一	
十 九 歲																				一	
二 十 歲																				一	
不 明																				一	
計																				二	
百分比																				二	

第十表 就職回数と保護結果 (其の五)

結果	回 數	未就職	壹 回	貳 回	參 回	四 回	五 回	以 五 上 回	不 明	計	百分比
保護者引渡シ	一									一	、一八
轉居又ハ歸國	二									二	、三六
逃亡行衛不明	八									八	、二五、〇五
轉居先不明	三									三	、三九
死亡	一									一	、五、
其 他	四									四	、五、
計	103									103	100.00
百分比	100.00									100.00	

本府に於ける兒童保護状況と其の経過

良 好	感 化 院 入 院	病 院 入 院	審 判 所 移 牒	保 護 者 引 渡 シ	轉 居 又 ハ 歸 國	逃 亡 行 衛 不 明	轉 居 先 不 明	死 亡	其 他	計	百 分 比
二六	二	一	一	一	七	七	三	二	四	二〇	二、八四
七	四	一	一	一	九	八	三	一	四	二五	二七、四
三	一	一	一	一	八	五	九	一	一	六	一四、二五
一七	一	一	一	一	五	二	七	一	二	三	七、八〇
七	一	一	一	一	三	七	四	一	一	三	四、一八
五	一	一	一	一	一	六	二	一	一	六	二、九〇
三	二	一	二	一	二	四	五	一	五	二四	四、三六
四	一	一	一	一	三	一	五	一	一	三	二、三六
二五四	二	一	五	五	四	六	一六	三	八	五二	一〇〇 〇〇
四、一〇	二〇〇	一八	二、九	二、九	八、七	二、三	二五、〇	三、四	三、一六	一〇〇、〇〇	

ケース 第 號

別性 男

保護着手 九 歳

一、住居及環境

家屋は木造平家立六戸長屋の一戸、間数は二間、疊数は十二疊半、家賃無料、家族人数五人、同居人なし、家屋の内外非衛生的にして附近一帯小住宅多く室内には何等裝飾品なし。

一、家族状況

實父	實母	長男	本長男	長女	二男	二女
四三	三〇	九	六	五	三	二
健	健	健	死	健	健	健
線路工夫						
七二圓						
高小一年中退 無學 尋小三在學						
備						
考						

一、血族状況

父方兄弟五名中姉一名産後病氣にて死亡し、兄三名姉一名健在す、何れも心身の異常者なく不良遺傳なし、又た飲酒者なし、祖父は父の一歳の時死亡せしも死因を詳にせず、祖母は八十歳にて死亡す。老衰病。

本府に於ける兒童保護状況と其の経過

母方、兄弟九名あり生後直に死亡の者二名、八歳の時汽車に引かれ即死せし兄あり廿一歳の時紡績女工をなせし姉精神病にて死亡、奉公中赤痢病にて死亡せし姉一名、死因不明の者二名、現在健康者は母と母の兄の二名のみにて母は九人兄弟の末子なり。此の健在せる兄は大工を職とし心身の異常なく不良遺傳なし、又た飲酒せず、母は神経質にして勝氣の質あり、祖父は母の幼少の時死亡し祖母六十七歳健在す。

一、就學する迄の狀況

父三十歳、母十七歳の時結婚し四年後本人生る、安産して異常なし、生後母の手にて育ち母乳十分あり發育状態良好し、間もなく郷里より両親と共に濱松市に移轉し引續いて蒲田町に移住し本人五歳の時大崎町に移轉す、長期間の病氣に罹りしことなかりしも當時引き付け二回あり、又た湯屋にて浴後眩暈一回あり。幼時より短氣にして口數少なく手先き早く姉弟を虐め毆打する癖あり小使錢の與へ方は五錢、十錢要求の時に與へ額不定にして與ふる日時も不定なり。使用用途はコマトリモチ、パン、氷水等。

一、學校狀況

學校名	通學期間	年級	成績操行	最良學科	最悪學科	欠席理由	轉校理由
東海小學校	七歳—九歳	二	乙	算、体、讀	圖、唱	ナ	
三ツ木小學校	九歳—	三	乙	算、体	圖、唱	ナ	學校新築ノ爲メ

教師意見、本人は當校に轉學已來操行不良にして教師の命に服せず誰彼の區別なく學友と喧嘩を

爲する癖ありて操行丙の者は級中本人一人のみ、未だ盜癖を認めず。

一、職業狀況

就職したることなし。

一、要保護事由

大正十三年七月二十五日午前十二時自家附近空地に於て本人はトンボ取り遊びを爲して居りしが同地友人(八歳)某來りてそれは己れのトンボなりとて後方より本人を突き飛ばしたれば本人は其の友人を毆ぐらんとせしに友人は逃げたれば距離一間計り隔りて所持せる花鋏を友人に投げ付けしに腹部に當りて出血多量瀕死の重傷を負へり。花鋏は箆筒の上の戸棚の中にありしを花屋遊びをせんとて踏臺に乗り本人自から持ち出せり、此時母は麻疹中の本人の妹を看護中添乳せし儘睡眠中にて鋏持出しの事を知らず、友人と本人は平常より常に遊び又た喧嘩をなすこと屢々あり。

友人(被害者)の家庭を調査せしに當日は他に移轉の爲め荷造り手傳ひに來たりし當家主人の知已一子供來りて二人にて家の外に出で此の手傳ひに來りし子供にトンボを取りて貰ふ爲め其の後方に附き歩き居りしに一匹のトンボを發見したれば之を捕へんとせし刹那、本人(加害者)つかつかと走り寄りて、それは己れのトンボなりと云ひ、いや己れのトンボなりと云ひ、双方より一二云ひ争ふ間もなく本人は所持せる花鋏を以て友人の腹を刺し重傷を負はしむ。本人とは平素餘り多く遊びたることなしと。